

添付書類一覧表		◎農地を農地のまま売買又は貸借するとき	◎自分名義の農地を農地以外に転用するとき	◎他人名義の農地を売買又は貸借し農地以外に転用するとき
添付書類		農地法第3条	農地法第4条	農地法第5条
①	土地全部事項証明書	○ 法務局	○ 法務局	○ 法務局
②	履歴事項全部証明書	○ 受人が法人の場合	○ 受人が法人の場合	○ 受人が法人の場合
③	法人定款又は寄付行為書	○ 受人が法人の場合	○ 受人が法人の場合	○ 受人が法人の場合
④	議決機関議事録	○ 受人が法人の場合	○ 受人が法人の場合	○ 受人が法人の場合
⑤	事業計画書・営農計画書	○ 新規就農の場合又は受人が市外の場合	○	○
⑥	資金計画書		○	○
⑦	資金証明書（融資証明・残高証明等）		○	○
⑧	位置図及び周辺状況図	○	○	○
⑨	字図	○ 市税務課（資産税係）又は法務局	○ 法務局	○ 法務局
⑩	配置図（土地利用計画図）		○ 山林転用の場合は写真	○ 山林転用の場合は写真
⑪	排水計画図（雨水・汚水／雑排水）		○	○
⑫	その他参考となる図面			
⑬	被害防除策の確認書		○ 別紙様式あり	○ 別紙様式あり
⑭	排水同意書（水路等管理者）		○	○
⑮	土地改良区意見書		○ 水利組合も同じ	○ 水利組合も同じ
⑯	公共財産払下げ手続書類			
⑰	他法の許認可証明			
⑱	小作契約の解約証明	○	○	○
⑲	農用地に含まれていない旨の証明		○ 市農業振興課（農政係）	○ 市農業振興課（農政係）
⑳ その他	抵当権者等の同意書			
	その他（申請人確認書類）	○ 受人…住民票 渡人…印鑑証明 ※受人が市外に経営農地を持つ場合…耕作証明	○ 住民票	○ 受人…住民票 渡人…印鑑証明
※ 農用地区域に含まれている農地については4・5条申請前に市の除外申請承認を受け、県知事の許可を受けなければなりません。 ※ 3,000㎡以上は、都市計画法の許可が必要となります。 ※ 5,000㎡以上は国土法に基づき事前に届出が必要となります。		申請部数 1部	申請部数 1部 (4ha以上の場合 2部)	申請部数 1部 (4ha以上の場合 2部)
		※平成18年4月1日から県からの権限委譲により、受人が人吉市外居住者であっても農業委員会許可となりました。	2a未滿の農地を農業用施設に供する場合許可不要。 許可不要転用届を農業委員会へ提出してください。	平成28年4月1日から県からの権限移譲により、4ha以下の転用・権利移動は農業委員会許可となります。 4haを超える転用・権利移動は県知事許可となります。

※3条・5条の申請書には当事者が連署の上、申請してください。